

9 住宅マスタープランの位置付け

住宅マスタープランは、区の住宅施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。区では、平成5年にはじめての住宅マスタープランを策定し、区の責務など住宅に関する基本的事項を明らかにしました。平成22年に住宅マスタープランが改定されて以降、人口増加や多様なライフスタイルの普及など、社会経済情勢が変化しているため、国や東京都の基本計画の改定に応じ、都市計画マスタープランの改定と合わせて見直します。

国土交通省「住生活基本計画」の3つの視点や、東京都「東京都住宅マスタープラン」の主な目標などを踏まえ、「住宅ストックの良質化と再生」、「多様なニーズと時代の変化に対応した住環境づくり」、「持続可能な住環境マネジメント」に関する取組方針等を定めます。

都市計画マスタープランでは、住宅マスタープランを統合・改定し、第3章テーマ別まちづくり方針を住宅マスタープランと位置付け、住宅政策と連携した総合的な施策を展開します。

